

人事訴訟事件の概況

—平成26年1月～12月—

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、平成26年1月から12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の人事訴訟事件の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

本資料の数値は、司法統計による速報値及び当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

(注) 本資料において、「離婚」とは、離婚の訴え、離婚の無効及び取消しの訴えを、「離縁」とは、離縁の訴え、離縁の無効及び取消しの訴えを、「認知」とは認知の訴え、認知の無効及び取消しの訴えを、「親子関係存否確認」とは、「認知」を除く実親子関係の存否に関する事件（嫡出否認の訴え及び民法773条の規定により父を定めることを目的とする訴えを含む。）をいう。

目 次

1 新受事件について

新受件数について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
（資料1）事件の種類別新受件数	

2 既済事件について

(1) 既済件数について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
（資料2）事件の種類別既済件数	
(2) 附帯処分の申立て等の状況について・・・・・・・・	3
（資料3）附帯処分の申立て等の状況	
(3) 終局区分別件数について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
（資料4）終局区分別件数	
(4) 平均審理期間について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
（資料5）平均審理期間（月）	
(5) 家庭裁判所調査官の関与状況について・・・・・・・・	6
（資料6）調査命令の有無別件数	
(6) 参与員の関与状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
（資料7）参与員の関与の有無別件数	

参考 涉外離婚訴訟事件の新受件数について

涉外離婚訴訟事件の新受件数について・・・・・・・・	8
（参考資料）涉外離婚訴訟事件の新受件数（平成26年4月～12月）	

1 新受事件について

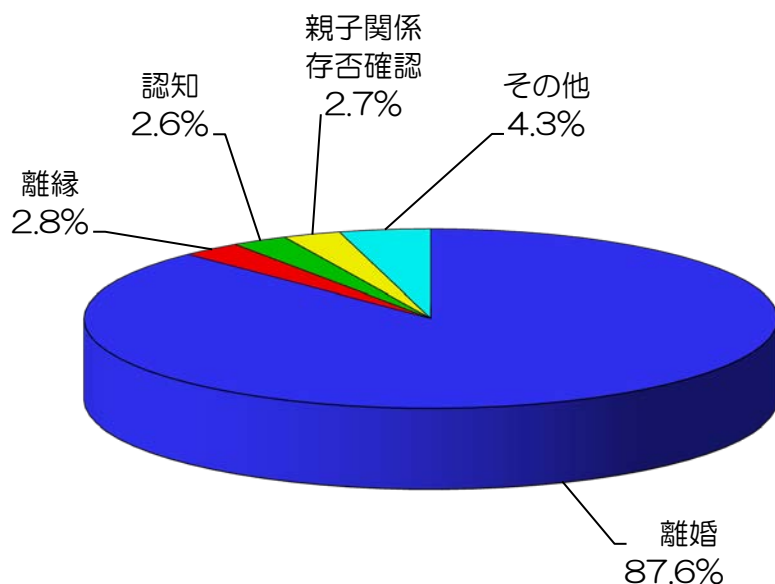
新受件数について（資料1）

○ この1年間に新たに受理した人事訴訟事件は合計10,527件（前年は10,594件）であり、その87.6%（9,226件）が離婚訴訟事件となっている（前年は86.9%）。

（資料1） 事件の種類別新受件数

	新受件数					
	合計	離婚	離縁	認知	親子関係 存否確認	その他
全国家裁	10,527	9,226	294	276	283	448

内訳別割合



- ・ 「その他」には、婚姻の無効，同取消し，婚姻関係の存否の確認，養子縁組の無効，同取消し及び養親子関係の存否の確認の訴えが含まれる。

2 既済事件について

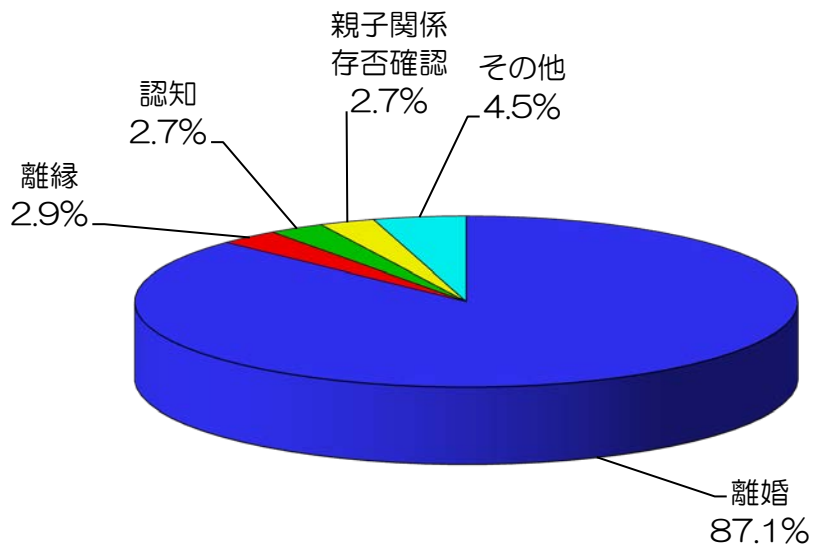
(1) 既済件数について（資料2）

○ この1年間に終局した人事訴訟事件は合計10,231件（前年は10,873件）であった。

（資料2） 事件の種類別既済件数

	既済件数					
	合計	離婚	離縁	認知	親子関係 存否確認	その他
全国家裁	10,231	8,912	300	278	278	463

内訳別割合



(2) 附帯処分の申立て等の状況について（資料3）

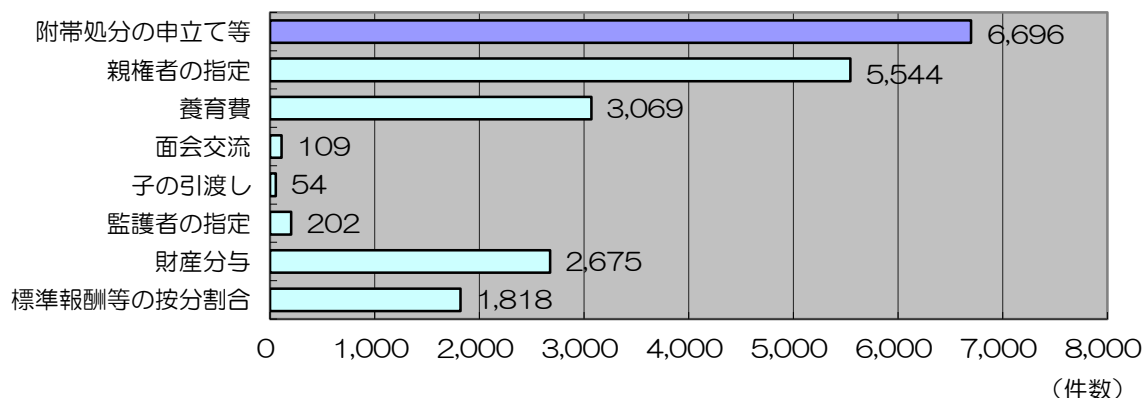
○ この1年間に終局した人事訴訟事件10,231件のうち附帯処分の申立て等のあったものは6,696件（前年は7,204件）であり、全体の65.4%となっている。

○ 附帯処分の申立て等の内容としては、「親権者の指定」が5,544件、「養育費」が3,069件、「財産分与」が2,675件と多い。

- ・ 附帯処分の申立て等とは人事訴訟法32条1項の附帯処分の申立てがあった場合及び終局時に親権者の指定（民法819条2項）をすべき子がいた場合をいう。

（資料3） 附帯処分の申立て等の状況

内 容	件 数 ※1	割 合 ※2
親権者の指定	5,544	82.8%
養育費	3,069	45.8%
面会交流	109	1.6%
子の引渡し	54	0.8%
監護者の指定	202	3.0%
財産分与	2,675	39.9%
標準報酬等の按分割合	1,818	27.2%



※1 平成26年1月から12月までに既済となった事件のうち附帯処分の申立て等のあった6,696件を対象としている。1件で複数の内容の附帯処分の申立て等がされるものがあるので、合計は6,696件にならない。

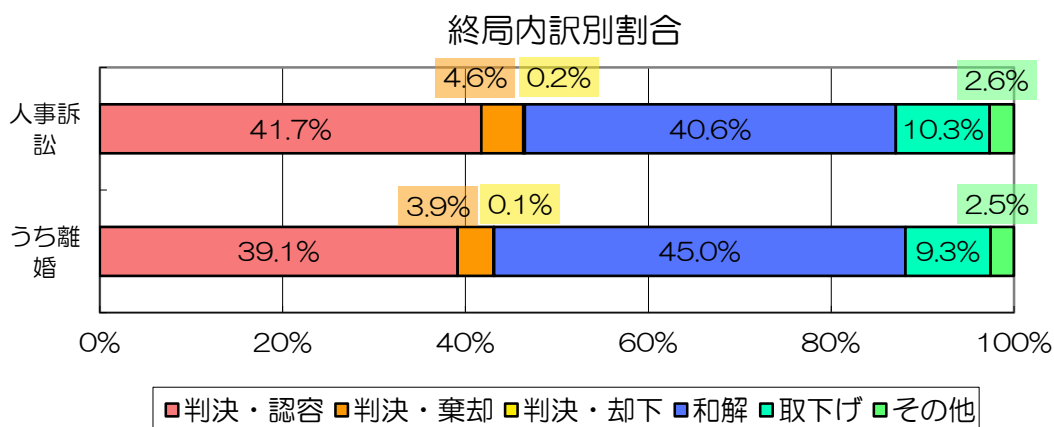
※2 いずれの割合も、附帯処分の申立て等のあった6,696件に対するものである。

(3) 終局区分別件数について（資料4）

- 人事訴訟事件の終局区分別件数は、判決で終局したものが4,757件（46.5%）、判決以外で終局したものが5,474件（53.5%）であった。
- うち離婚訴訟事件についてみると、判決で終局したものが3,844件（43.1%）、判決以外で終局したものが5,068件（56.9%）であり、判決中、認容判決は90.7%（3,487件）、棄却判決は9.1%（351件）であった。離婚訴訟事件では、和解で終局する事件も多く、全体の45.0%（4,011件）を占めている。

（資料4） 終局区分別件数

	総数	判決				和解	取下げ	その他
		合計	認容	棄却	却下			
人事訴訟	10,231	4,757	4,271	470	16	4,153	1,051	270
うち離婚	8,912	3,844	3,487	351	6	4,011	830	227



- ・ 終局区分の「認容」には、原告の請求が一部認容された場合が含まれる。
- ・ 終局区分の「取下げ」には、調停に付され、調停成立で終局したものが含まれる（家事事件手続法276条1項参照）。

(4) 平均審理期間について（資料5）

- この1年間に終局した人事訴訟事件の平均審理期間は11.6月（前年は11.3月）であり、このうち当事者双方が出席し、かつ判決で終局した事件をみると、15.3月（前年は15.0月）となっている。
- うち離婚訴訟事件については、平均審理期間は12.0月（前年は11.7月）であり、このうち当事者双方が出席し、かつ判決で終局した事件をみると、16.3月（前年は15.9月）となっている。

（資料5） 平均審理期間（月）

	既済事件平均審理期間		【参考】 未済事件 平均審理期間 ※2
		うち対席 かつ判決 ※1	
人事訴訟	11.6	15.3	9.1
うち離婚	12.0	16.3	

※1 対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。

※2 未済事件平均審理期間は、平成26年12月31日現在の未済事件である9,762件を対象としている。

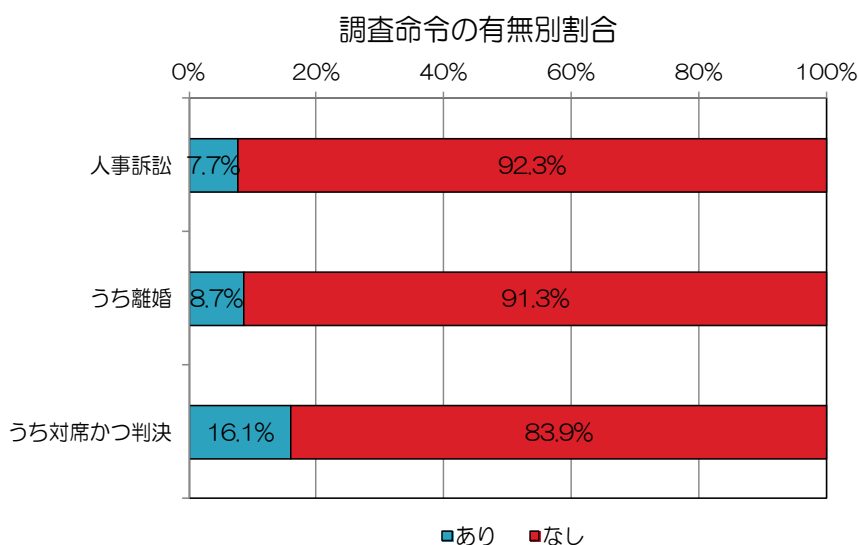
(5) 家庭裁判所調査官の関与状況について（資料6）

- この1年間に終局した人事訴訟事件10,231件のうち家庭裁判所調査官に対する調査命令があったものは783件（7.7%）であり、うち772件が離婚訴訟事件におけるものである。
- 当事者双方が出席し、かつ判決で終局した離婚訴訟事件2,778件では、16.1%に当たる446件で調査命令があった。

- ・ 裁判所は、附帯処分等についての裁判をするに当たっては、事実の調査をすること、また、これを家庭裁判所調査官に命じることができる（人事訴訟法33条、34条の1）。ここでいう調査命令とは家庭裁判所調査官に事実の調査が命じられたものを指す。

（資料6） 調査命令の有無別件数

	合 計	あ り	な し
人事訴訟	10,231	783	9,448
うち離婚	8,912	772	8,140
うち対席かつ判決※	2,778	446	2,332



※ 対席とは、被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。

(6) 参与員の関与状況について（資料7）

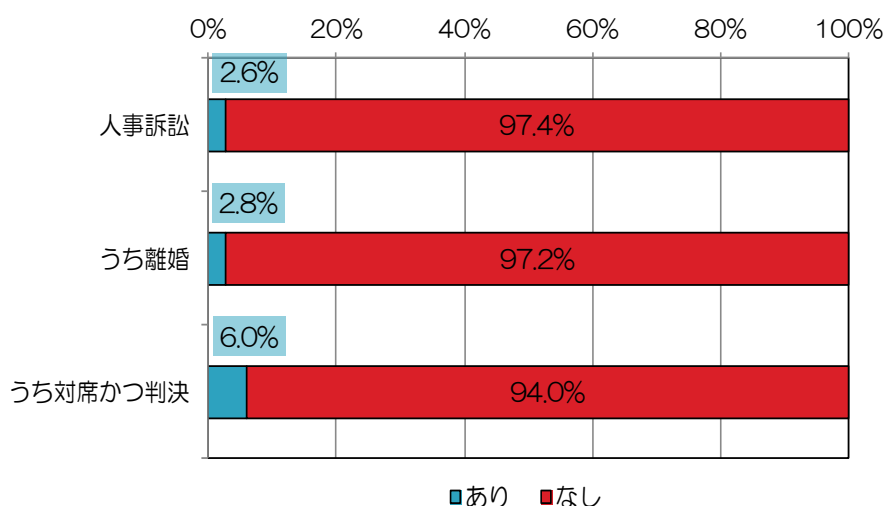
- この1年間に終局した人事訴訟事件10,231件のうちで参与員の関与があったものは269件（2.6%）であり，うち253件が離婚訴訟事件におけるものである。
- 当事者双方が出席し，かつ判決で終局した離婚訴訟事件2,778件では，6.0%に当たる167件で参与員の関与があった。

- ・ 家庭裁判所は，必要があると認めるときは，参与員を審理又は和解の試みに立ち会わせて，事件につきその意見を聴くことができる（人事訴訟法9条1項）。

（資料7） 参与員の関与の有無別件数

	合 計	あ り	な し
人事訴訟	10,231	269	9,962
うち離婚	8,912	253	8,659
うち対席かつ判決 ※	2,778	167	2,611

参与員の関与の有無別割合



※ 対席とは，被告側当事者が口頭弁論期日において弁論をしたものをいう。

参考 渉外離婚訴訟事件の新受件数について

渉外離婚訴訟事件の新受件数について（参考資料）

○ 平成26年4月から12月までに受理した離婚訴訟事件7,033件のうち、614件（8.7%）が渉外離婚訴訟事件となっている。

- ・ 参考資料における渉外離婚訴訟事件とは、当事者の全部又は一部が外国人である離婚訴訟事件をいう。
- ・ 平成26年4月から計上している。

（参考資料） 渉外離婚訴訟事件の新受件数（平成26年4月～12月）

	新受件数（離婚訴訟事件）	
		渉外
全国家裁	7,033	614

離婚訴訟事件における渉外事件の割合

